

加茂小学校 PTA 役員及び委員選出規定

I. 選挙管理委員会

選挙管理委員会の構成、任務及び任期は次の通りである。

1. 原則として運営委員で構成する。
2. 選出に関する諸事務、及び調整に当たる。
3. 任期は、総務役員の任期に準ずるものとする。

II. 総務役員選出規定

1. 総務役員選出は、最終学年（6 年）を除いた全会員で行う。
2. 選出は、次の順序で行う。
 - (1) 立候補の受付を公示し、全会員の意思確認書を募る。
 - (2) 総務候補者のうち、互選にて各総務役員を決定する。
総務役員決定者が事情により会員の資格がなくなる等の場合は、他の立候補者が総務役員決定者となる。
 - (3) 教職員の総務役員については学校に一任する。

III. 委員選出規定（休止）

1. 委員の選出は、全会員で行う。
2. 選出は、次の順序で行う。
 - (1) 選挙管理委員会が、立候補の受付を公示し、全会員の意思確認書を募る。
 - (2) 選挙管理委員立ち会いのもと、委員候補者のうち、互選にて各部委員を決定する。
委員決定者が事情により会員の資格がなくなる等の場合は、他の立候補者が委員決定者となる。

IV. 愛護部委員選出規定

1. 愛護部委員の選出は、各地区の本校在籍児童の PTA 会員から行う。
2. 選出は現総務役員と各地区の愛護部委員が中心となり、次の順序で行う。
 - (1) 各地区より立候補者を募る。
 - (2) 各地区で 1～2 名選出とするが、場合によってはこの限りではない。
 - (3) 各地区で決定した愛護部委員が事情により会員の資格がなくなる等の場合は、他の立候補者が愛護部委員決定者となる。
 - (4) 各地区より選出された愛護部委員の中から、互選により愛護部委員長（部長）を選出するが、場合によってはこの限りではない。

付 則

この規定は、平成 30 年 5 月 15 日に改正し実施する。

この規定は、令和元年 5 月 15 日に改正し実施する。

この規定は、令和 2 年 1 月 30 日に改正し実施する。

この規定は、令和 3 年 5 月 13 日に改正し実施する。

この規定は、令和 4 年 5 月 12 日に改正し実施する。